

熊本県土木部学生実習生（大学及び高等専門学校）受入実施要領

第1 趣旨

この要領は、熊本県土木部（以下「県土木部」という。）において、インターンシップを希望する大学及び高等専門学校の学生（以下「学生実習生」という。）を受け入れる場合の基本的な事項について定める。

第2 目的

県土木部は、学生に職業意識の向上のための機会を提供するとともに、学生の土木行政に対する理解を深めることを目的として、学生実習生を受け入れるものとする。

第3 学生実習生の受入手続き

- （1）学生実習生は、土木部監理課長（以下「監理課長」という。）に対して、実習の申込みを行うものとする。
- （2）監理課長は、学生実習生から実習の申込みがあったときは、次の事項に留意して、学生実習生の受け入れを決定するものとする。
 - ①実習の目的、内容等が、県で実習させる際、適当なものと認められるものであること。
 - ②県の業務に支障がないこと。
 - ③監理課長は、学生実習生の受け入れを決定する場合は、受入候補先となる所属長（以下「受入所属長」という。）と協議するものとする。

第4 受入所属

学生実習生の受入所属については、県土木部の各課又は県土木部所管の出先機関（広域本部及び地域振興局土木部を含む。）とする。
なお、実習期間のうち1つの所属もしくは複数所属での実習とする。

第5 実習期間

学生実習生の実習期間は、県土木部の業務状況及び社会情勢等を踏まえ、各年度決定する。

第6 実習時間

学生実習生の実習時間については、県職員の勤務時間の例による。ただし、これによらない場合は、別途、監理課または受入所属から学生実習生へ通知することとする。

第7 実習内容

学生実習生の実習内容等については、受入所属長が監理課長と協議のうえ決定する。

第8 報酬及び費用弁償等

学生実習生には、賃金、報酬、手当及び旅費は支給しない。

第 9 実習中の事故責任

学生実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険等に参加し、実習中の事故に際しては、自らの責任において対応しなければならない。

第 10 服務

- (1) 学生実習生は、県の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 学生実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- (3) 学生実習生が、故意又は過失により前 2 項の規定に反する行為をした場合は、学生実習生は、被害を受けた第三者に対して責任を負う。

第 11 実習証明書

監理課長は、学生実習生が所属する大学または高等専門学校から求められたときは、学生実習生の実習内容等について証明を行うものとする。

第 12 誓約書の提出

監理課長は、学生実習生から第 9 及び第 10 の規定を遵守する旨の誓約書を提出させることができる。

第 13 実習完了報告書の提出

監理課長は、学生実習生から実習が完了した旨の報告書を提出させることができる。

第 14 受入所属長の責務

受入所属長は、学生実習生を受け入れるに当たっては、実習に支障がないよう執務環境を整えておくこととする。

受入所属長は、学生実習生を受け入れた際には、実習効果が上がるように努めることとする。

附 則

この要領は、令和 4 年（2022 年）7 月 4 日から施行する。